

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(水産課)
◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
救急病院の認定(医務課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)

都市計画の変更(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

◇正誤 平成二年二月鳥取県告示第百六号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 動力漁船によるべにすわいがにの採捕を目的とするかご網漁業のうち、農林水産大臣が定める規制水域において営む漁業に

ついて、知事許可制を廃止することとした。

二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「並びに総トン数」を「、総トン数」に改め、「よりずわいがにの採捕を目的とするもの」を「よるすわいがにの採捕を目的とするもの並びにべにすわいがに漁業の取締りに関する省令(平成元年農林水産省令第四十四号)第一条第二項に規定する規制水域において動力漁船によるべにすわいがにの採捕を目的とするもの」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
有限会社 砂丘燃料	前田 貞夫	岩美郡福部村大字細川七四六 一六	平成二年二月一日

鳥取県告示第七十四号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院等と認定したので、同令第二条の規定により告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成五年三月十九日
鳥取市立病院	幸町七一	"
鳥取赤十字病院	尚徳町一一七	"
鳥取生協病院	末広温泉町二五二	"
星野医院	青葉町二丁目一六五	"
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	"
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	"
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	"
清水病院	宮川町一二九	"
医療法人十字会野島病院	瀬崎町二七二四	"
医療法人里仁会北岡病院	明治町一〇三一	"
森本外科・脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢束一二一〇	"

鳥取県告示第百七十五号

高島病院	米子市西町六	"
国立米子病院	車尾二九三一	"
山陰労災病院	皆生新田一八八一	"
鳥取大学医学部 附属病院	西町三六一	"
新田外科胃腸科 医院	中島三九二一七	"
米川外科医院	両三柳八八〇一	"
田辺外科医院	道笑町四丁目九五	"
声立外科脳神経 外科医院	西福原三七〇一四	"
済生会境港総合 病院	境港市米川町四四	"
医療法人元町病 院	上道町一八九五一	"
西伯町国民健康 保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	"
外科・整形外科 キマチ医院	" 名和町大字富長七五五 一五	"
日野郡厚生農業 協同組合連合会 日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	"
日南町国民健康 保険日南病院	日南町生山五一一七	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津ノ井地区農業用水排水）を平成二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 四・五・一号海浜運動公園（変更前四・三・

一号海浜運動公園）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

西伯郡日吉津村大字今吉

変更する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成二年二月十七日	四九七	鳥取市湖山町九九八	鳥取県電気工業組合	鳥取市湖山町九九八
			事業工業組合	鳥取県電気工業組合
				鳥取市商栄町一二一一
				鳥取県電気工業工業組合
				鳥取支部
				倉吉市新町三丁目一九一二
				鳥取県電気工業工業組合
				倉吉支部
				米子市久米町三二
				鳥取県電気工業工業組合
				米子市部

正 誤

平成二年二月鳥取県告示第六十六号（建築基準法により同一敷地内にあるとみなされる二以上の構えをなす建築物について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
九 上 十二 般岡町 船岡町

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】